

# 案

## 令和4年度 静岡県立美術館及び静岡県立中央図書館における 設備運転及び庁舎等警備業務委託契約書

静岡県立美術館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義、誠実をもって、この契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 2 委託業務の内容

- (1) 静岡県立美術館設備運転管理・保守点検業務
- (2) 静岡県立中央図書館設備運転管理業務
- (3) 静岡県立美術館庁舎内外警備業務

各業務の内容は、別に定める仕様書のとおりとする。

### 3 委託対象施設等

静岡県立美術館庁舎内外、静岡県立中央図書館庁舎内、静岡県立美術館管理駐車場、静岡県立美術館管理園地、周辺遊歩道、屋外公衆トイレ、彫刻プロムナード及び管理園路等（別添図面参照）

（注意義務及び委託期間）

第3条 乙は、甲が別に定める仕様書に基づき、委託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を履行しなければならない。

2 この委託業務の契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（申出義務）

第4条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により、委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第5条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）を支払うものとする。

2 前項の委託費は、月額金 円とし、毎月委託業務終了後、甲が乙の請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。なお、甲は、第8条第2項に規定する警備日誌等の提出を受けて検査を行い、合格したときに乙から請求書を徴するものとする。

（契約の変更）

第6条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(委託業務実施計画書の提出)

第7条 乙は委託業務の実施にあたっては、委託期間の業務計画を作成し、甲に提出しなければならない。

(処理状況の調査確認)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況を報告させ、また自らその状況を調査することができる。

2 乙は、毎日警備日誌等を作成し、翌日甲に提出しなければならない。

(委託業務完了報告書の提出)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書(別記様式)を甲に提出しなければならない。

(再委託禁止)

第10条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に文書により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 乙は、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

(秘密漏洩の禁止)

第12条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密及び甲の行政事務で一般に公開されていない事項を、他人に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第13条 乙は、委託業務遂行上、特に必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。

2 前項の場合において、乙は、その取った措置を速やかに文書で甲に報告しなければならない。

3 甲は、委託業務遂行上、緊急やむを得ないと認めるときは、乙に対して必要な措置を指示することができる。この場合において、乙は直ちにこれに応じなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団

員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

2 甲又は乙は、正当な理由により3月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 前項に規定する場合を除き、契約を解除したときは、乙は違約金として、第5条第1項に規定する委託料の10分の1に相当する金額を、甲が指定する方法により、甲の指定する期日までに、甲に支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第15条 乙は、委託業務実施中において、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において賠償しなければならない。

(従事者の服務規律等に係る事項)

第16条 乙は、この契約に基づく従事者に対し、次の措置を取るものとする。

(1) 従事者の名簿(資格等の記入、写真入り)を提出すること。

(2) 乙の定めた制服を着用し、名札を付けること。

(3) 常に静岡県職員に準ずるものとしての心構えをもって従事させ、言動に注意し、外来者等との摩擦を生じさせないようにすること。

(4) 甲の係員の指示を守ること。

(5) 従事者の労働条件については、労働基準法その他関係法令に違反しないこと。

(業務改善命令)

第17条 業務の執行が業務内容に違反していると認められるときは、甲は、その業務の改善を命ずることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

2 乙は、業務について、随時、甲の検査を受けなければならない。

(業者交替時の引継ぎ)

第18条 契約解除その他の理由により、乙以外の者が業務を行うこととなったときは、乙の責任により充分な業務の引継ぎを行わなくてはならない。

(合意管轄)

第19条 甲及び乙は、本契約にもとづく紛争に関し、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第20条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年4月 日

静岡市駿河区谷田53番2号

(甲) 静岡県立美術館

副館長

印

(乙)